

定期健康診断のご案内

(一社)三田労働基準協会

健康診断は、労働者の健康の確保を図るとともに、業務の適正配置及び健康管理を目的として、労働安全衛生法で事業者（経営者）に実施が義務付けられています。

令和2年の定期健康診断結果では、血中脂質33.3%、血圧17.9%、肝機能検査17.0%の方に異常があり、何らかの所見がある労働者は58.5%(厚労省調)にのぼっています。健診の結果、医師・保健師による保健指導を受けるなど健康の保持に努める必要があると認められる労働者が増加しています。

健康診断を実施しないと労働者の異常所見を見逃してしまい、重篤な病気となり業務に支障をきたす恐れもあります。早期に病気を発見するためにも定期的に健康診断を実施することが重要です。

当協会では、定期健康診断及び有機溶剤、鉛などの特殊健康診断を下記の要領で実施いたします。この機会をぜひご利用下さいませようご案内申し上げます（健康診断を受けなかった場合は50万円以下の罰金に処せられることがあります。）。

記

1 健診日時 2022年6月6日（月）午前8時～11時30分まで（受付終了 1時まで）

2 健診会場 三田労働基準協会ビル（港区芝4-4-5）1階研修センター

3 健診の種類および料金

A. 定期健康診断

基本定健（法定全項目） 500円（消費税別）

該往歴および業務歴の調査・自覚症状、他覚症状の有無の検査

身長、体重、腹囲測定、視力および聴力の検査（1,000Hz・4,000Hz）、胸部エックス線検査

血圧の測定、尿検査（尿中の糖および蛋白の有無の検査）、貧血検査（赤血球・ヘモグロビン）

肝機能検査（GOT・GPT・γ-GTP）、脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）

糖代謝検査（FBs・HbA1c）、心電図検査

※ 平成29年8月4日付けで、厚生労働省より健康診断の適正な実施に向けた通達が発せられました。これにより、平成30年度より定期健康診断は、基本定健（法定全項目）のみとなっています。

また、空腹時（又は随時）血糖値【FBs】の測定が追加されています。

B. 特殊健診

健診の種類と料金については、申込書に記載してあるとおりです。

4 申込方法 別添申込書に必要事項をご記入のうえ、**5月20日（金）迄**にFAXまたは郵送でお申込下さい。

(一社)三田労働基準協会 〒100-0014 港区芝4-4-5

TEL : 03-3451-0901 FAX : 03-3451-7692

5 検査結果 健診後約3週間で、健康診断結果書類を、事業場宛てに郵送致します。返送料として30人未満の場合のみ800円をご負担願います。

6 健診実施機関 (一財)全日本労働福祉協会 〒143-0016 大田区大森北1-18-18 3F

TEL : 03-5767-1713 FAX : 03-3765-1662

HP <http://www.zrf.or.jp> 担当 渉外部 野澤

当財団では健診センターによる施設健診も行っております。人間ドッグ等ご希望の方は上記番号へご連絡下さい。

以上